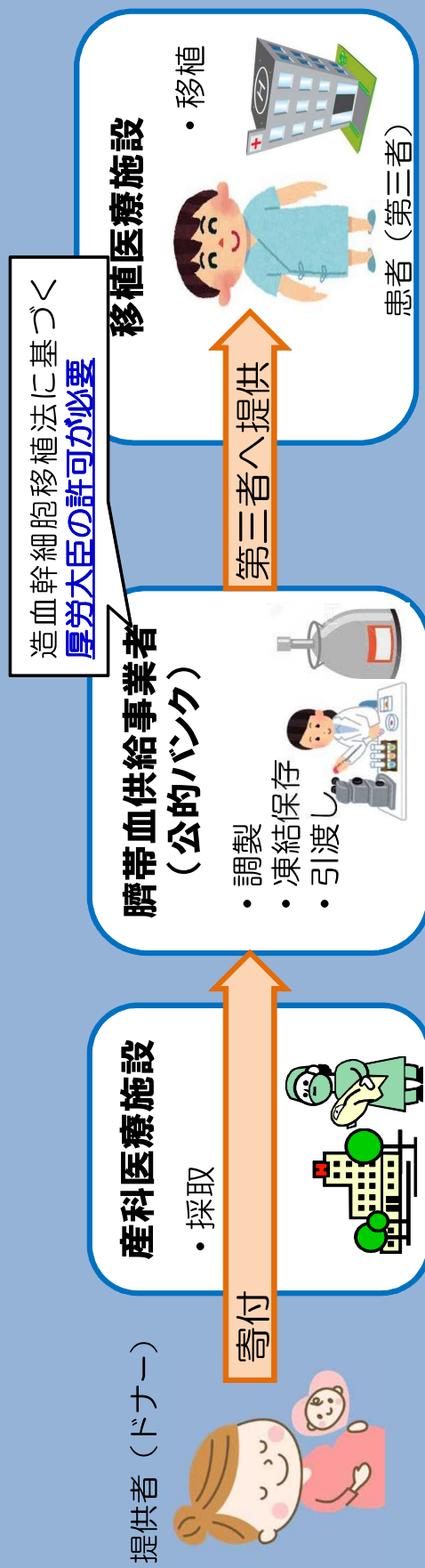
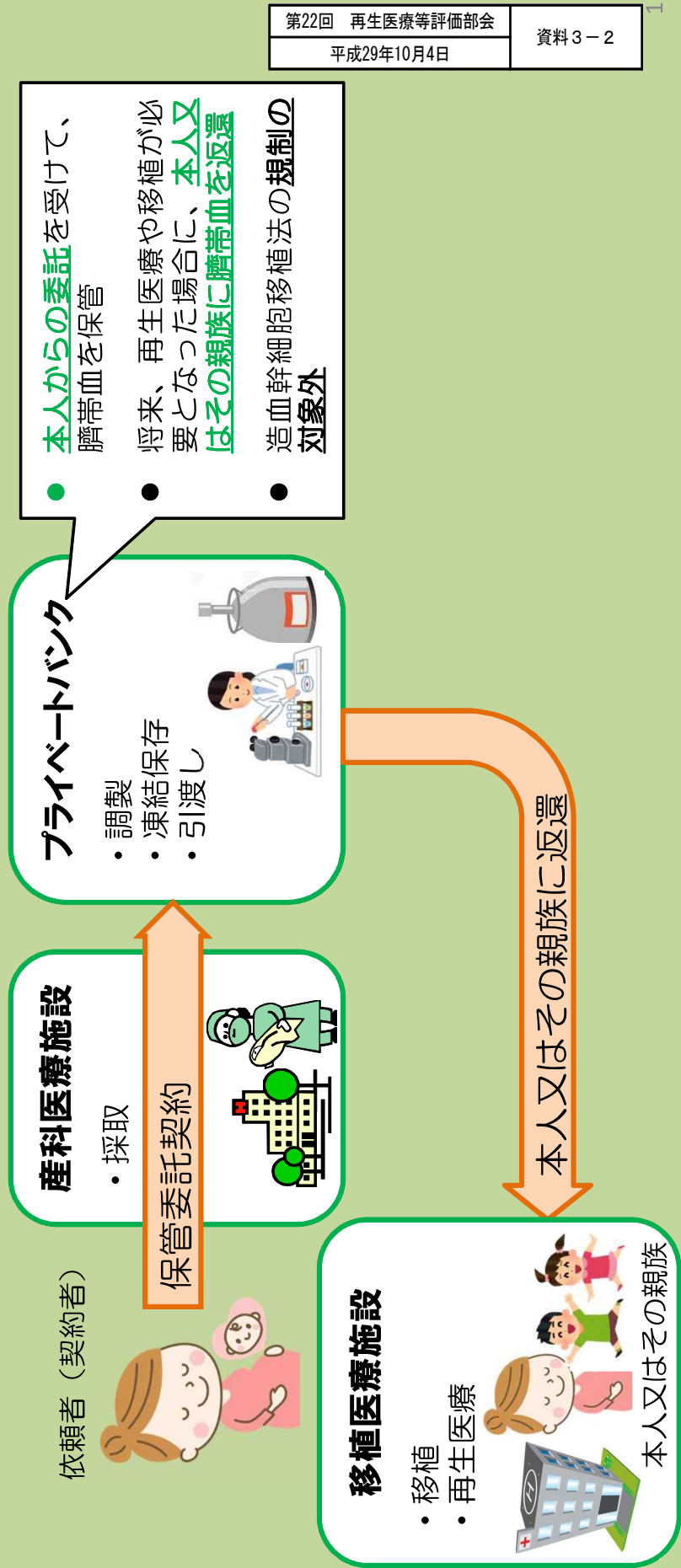


公的臍帯血バンクと臍帯血プライベートバンクについて

【非血縁間の場合】



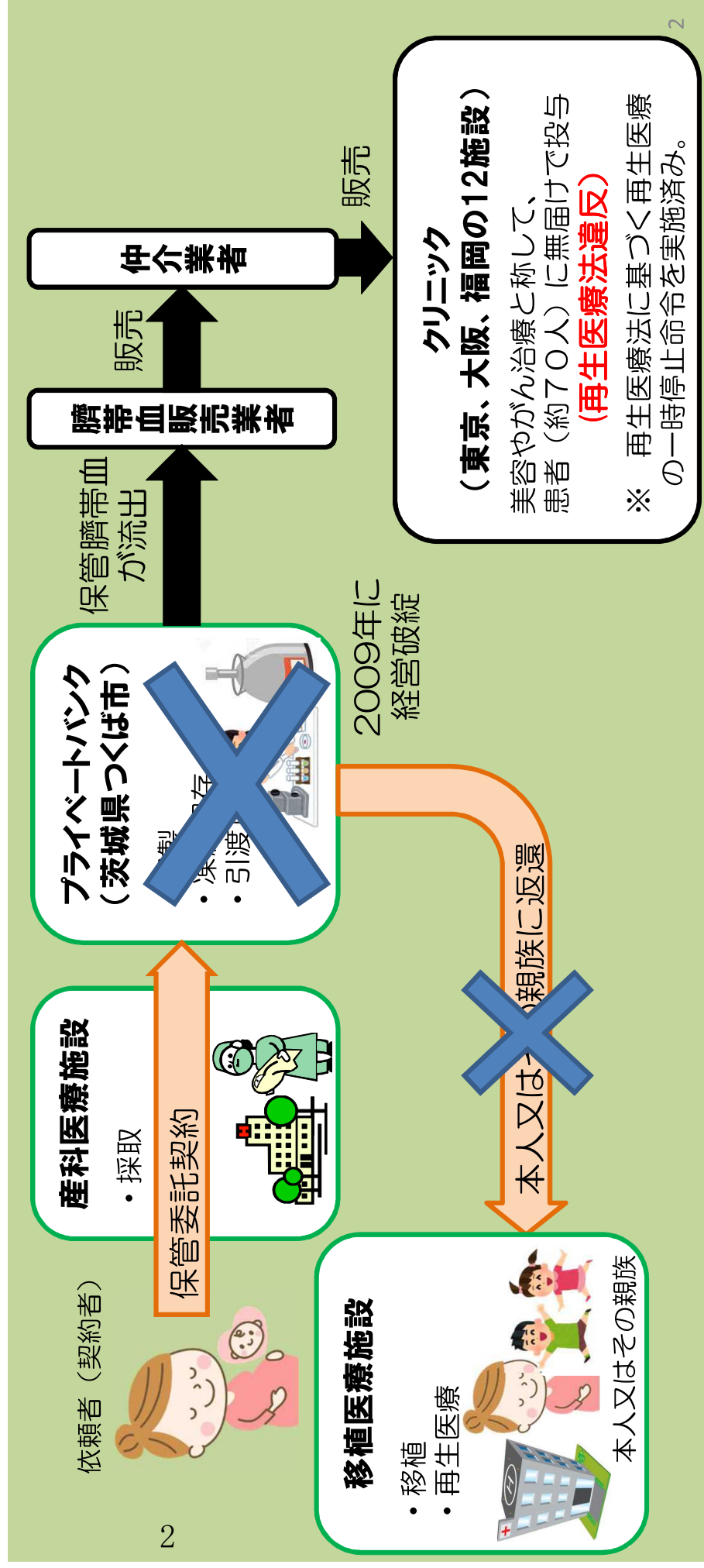
【血縁間の場合】

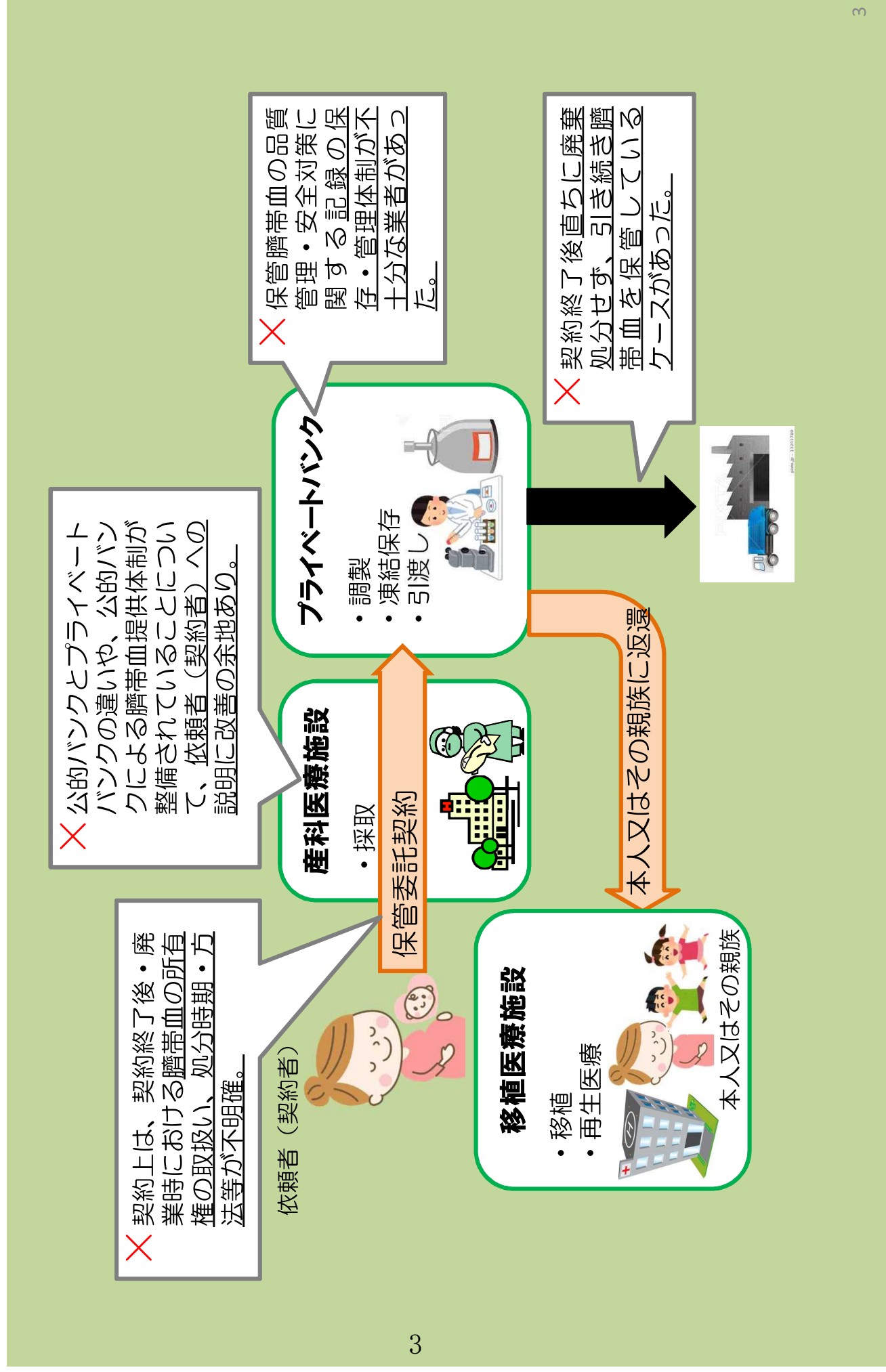


今回の臍帯血流出事案について

事案の概要

- 経営破綻したプライベートバンクが採取・保管していた臍帯血が流出。当該臍帯血を入手した業者は、当該臍帯血を医療機関へ販売していた例があった。
- 当該医療機関においては、当該臍帯血を用いて、美容やがん治療と称して、無届で再生医療等を行っていた（※）。
- ※ 当該医療機関に対しては、既に、再生医療法違反として一時停止命令を実施済み。





＜対応の方向性＞

今後の行政としての対応（案）

＜具体的措置＞

- 契約終了後あるいは廃業時の臍帯血の取扱い等について、契約当事者本人が把握できる仕組みを設ける。
- 公衆衛生上の観点から、プライベートバンクの業務内容を把握する仕組みを設ける。

- 契約者の意思に基づかない利用がなされないようにする。

- 必要な情報が契約者（依頼者）や患者に提供され、適切な選択が促されるようにする。

- ④ ○ 継続的に検証し、更なる対策を検討する場を設ける。

望ましい契約書（ひな形）を提示



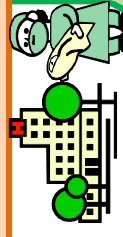
依頼者（契約者）

公的バンクの周知

産科医療施設

- ・採取

保管委託契約



プライベートバンク

- ・調製
- ・凍結保存
- ・引渡し



廃棄

本人又はその親族に返還

移植医療施設

- ・移植
- ・再生医療



本人又はその親族

第三者へ提供

届出（見える化）、届出内容のHP公表

（届出項目（案））

- ・事業者の名称、住所等
- ・業務内容
- ・臍帯血の利用目的
- ・事業者の名称、住所等
- ・契約終了後・廃業時の処分方法
- ・品質管理等に関する情報の管理体制

引き続き、再生医療計画の届出時に、臍帯血の入手法等を審査。P B からの届出内容等も活用。

再生医療等に関する情報の適切な提供方法を検討

＞ 契約終了後・廃業時は、
①本人へ返還、②廃棄を原則。

- 通知により、プライベートバンクに対して、**業務内容等に関する届出**を求め、**HP上で開示**する。

- 通知により、**望ましい契約書（ひな形）を提示**する。契約終了後・廃業時は、①本人への返還、②廃棄を原則とする。

- プライベートバンクを経由して、本人以外の臍帯血を用いた再生医療等提供計画の届出がなされた場合には、引き続き、再生医療法に基づき**臍帯血の安全性・有効性及び入手元の確認**について、厳正に審査する。その際、上記の**プライベートバンクからの届出内容や契約書も活用**する。

- 産科医療機関を通じて、契約者に対し、**公的バンクによる臍帯血の提供体制について周知**を行う。**プライベートバンクに対し、契約者への適切な情報提供を求め**る。

- **再生医療等に関する情報の適切な提供方法**について、有識者の意見を踏まえ、再生医療等評価部会で審議し、公表方法を決定する。

- 関係部会・委員会に報告の上、**再生医療・造血幹細胞移植合同委員会**で、今回新たに設ける届出等の仕組みについて、その**実効性が担保されているか、継続的に検証し、更なる対策を検討**する。

再生医療・造血幹細胞移植合同委員会、継続的に検証し、更なる対策を検討